

東金市議会議員政治倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、東金市議会議員（以下「議員」という。）の責務を明確化し、議員として遵守すべき規準を定めることにより、議員の政治倫理のより一層の向上を図り、もって健全で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の代表者として、自らの役割と責任を深く認識し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理基準に反する疑いがあるとの疑惑をもたれたときは、自ら誠実に疑惑を解明するとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民の代表として、法令を遵守し、その品位と名誉を害するような一切の行為、また社会規範に反するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として行動し、その地位を利用していかなる金品の授受等をしないこと。
- (3) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、個人又は特定の企業、団体のために有利な取計らいをしないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、権限や地位による影響力を不正に行使するような働きかけ（パワーハラスメント・強要・恫喝・ロ利キ等に類する行為）をしないこと。
- (5) 市職員の人事に関し、不当な関与をしないこと。

(審査の請求)

第4条 議員は、政治倫理基準に反する行為をした疑いがあると認められる議員があるときは、事実を証する資料を添え、議員定数の8分の1以上の連署とともに東金市議会議長（以下「議長」という。）に審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

(政治倫理審査会の設置)

第5条 議長は、審査請求があったときは、速やかに東金市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該事案を付託する。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、議会運営委員会の委員をもって充てる。ただし、審査請求を行った議員又は審査請求の対象となった議員（以下「対象議員」という。）は、委員となることができない。

3 審査会の委員長及び副委員長は、それぞれ議会運営委員会の正副委員長をもって充てる。

4 委員長は、審査会を代表し、議事その他の会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

6 委員の任期は、当該事案の審査終了までとする。

(政治倫理審査会の運営)

第6条 審査会は、議長から審査を付託された事案を審査する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会は、審査を行うため、対象議員及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

5 審査会は、対象議員に弁解の機会を与えなければならない。

6 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 前項の規定にかかわらず、審査会は、対象議員に対し、次条第2項第2号又は第3号に規定する措置を、同条の報告書に意見を添えようとするときは、委員の3分の2以上の者が出席し、4分の3以上の多数によりこれを決定しなければならない。

8 審査会の会議は、原則非公開とする。ただし、委員定数の過半数の同意により公開とすることができる。

9 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

10 前各号に定めるもののほか審査会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が審査会に諮って定める。

(審査会の審査結果)

第7条 審査会は、当該審査請求の審査を終了したときは、速やかに審査の結果及び意見を記載した報告書を議長に提出しなければならない。

2 審査会は、対象議員に第3条の規定に違反すると認められる事実があるときは、前項の報告書に次のいずれの措置を講ずるべきかの意見を添えなければならない。

(1) この規程を遵守させるため警告・厳重注意を行い、誓約書の提出を求めること。

(2) 議会内での役職辞任の勧告を行うこと。

(3) 議員辞職の勧告を行うこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める措置を行うこと。

(対象議員に対する措置)

第8条 議長は、政治倫理基準に違反し、政治的又は道義的に重大な責任があると認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、審査会から受けた報告を尊重し必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。